

**令和4年度県立栃尾高等学校2年次修学旅行
委託業者選定プロポーザル実施要項**

1 事業概要

(1) 業務名

令和4年度新潟県立栃尾高等学校2年次修学旅行事業委託

(2) 事業の目的

本業務は、本校で2年次に実施する修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の事業を達成することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 参加人数（予定）

85名（生徒 80名、引率教員 5名）

(5) 業務の内容

別紙「新潟県立栃尾高等学校2年次修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

1人あたり90,000円～100,000円未満（消費税および地方消費税を含む）

※ 見積額には、交通費、宿泊費、食事代、諸費用（仕様書に記載している条件に関するすべての経費）等、すべての経費とすること。

※ 旅行実施時までには消費税増税の際も、予算内であること。

※ 旅行参加人数が減少しても、予算内であること。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

(2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること

(3) 旅行業法施行規則第1条の2に規定する旅行業務の登録がされていること

(4) 過去5年以内（平成28年2月1日から令和3年1月31日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと

(7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 説明会

(1) 開催日時、場所

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を実施する。

日時：令和3年2月18日（木）13時30分から

会場：栃尾高校 1棟1階 小会議室

(2) 申込み

説明会を希望する場合は、2月17日（水）12時までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX番号、e-mailアドレスを、「12 問合せ先」まで電話、メールまたはFAXでご連絡願います。（任意様式）

4 参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類各1部

(ア) 別紙様式1 「参加申込書」

(イ) 別紙様式2 「会社概要」

(ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和3年2月25日（木）15時【必着】

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参または郵送

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和3年3月1日（月）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 実施要項、仕様書の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和3年2月24日（水）16時【必着】

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 提出方法：持参、郵送またはFAX（様式任意）

(2) 回答

ア 期 日：令和3年2月26日（金）

イ 回 答 先：上記4により申込のあった全参加者

6 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書10部

(ア) 基本的な考え方

① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

- ① 交通手段
- ② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

- ① 研修の内容やねらい、効果
- ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- ② 保険の内容

イ 見積書 1 部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること
(様式任意)

(2) 提出期限

- ア 期限：令和3年3月5日（金）
- イ 提出先：「12 問合せ先」に同じ
- ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

- ア 提案書は30ページ以内とすること
- イ 参加者は1つの提案しかできないこと
- ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

7 ヒアリングの実施

提案者は、令和3年3月15日（月）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準（配点は審査委員1名当たり）

審査項目	審査の視点（具体的内容）	配点
企画内容	研修の狙いが明確で、目的を達成できるものとなっているか。	30
	研修内容は具体的であるか。	
	研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。	
	創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	
	配付資料、添付資料は充実しているか。	
業務遂行能力	スムーズ且つ無理のない行程で移動時間は効率的か。	10
	添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか。 緊急時の対応が明記されており、連絡体制が十分であるか。	
事業実績	本業務に対する取り組み実績は豊富で、業者及び担当者の信頼度は高いか。	5
経費	適切な価格であるか。	5
計		50

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

10 日程

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| ・募集公示 | 令和3年2月10日（水） |
| ・説明会 | 令和3年2月18日（木） 13時30分から |
| ・参加申込〆切 | 令和3年2月25日（木） 15時 |
| ・質問回答 | 令和3年2月26日（金）
(質問受付2月24日（水） 16時まで) |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 令和3年3月 1日（月） |
| ・企画提案書の提出期限 | 令和3年3月 5日（金） |
| ・ヒアリング実施 | 令和3年3月15日（月） 14時から |
| ・審査結果通知 | 令和3年3月16日（火） |

11 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 問合せ先

〒 940-0293

新潟県長岡市金沢1丁目2番1号

県立栃尾高等学校 担当：鈴木 清子

電話番号 0258-52-4155 FAX 0258-52-1603

E-mail suzuki.kiyoko@nein.ed.jp

13 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要領中1（6）の見積限度額を超えた見積額を提案した者